

持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律について
(平成11年法律第110号、平成11年10月25日施行)

1 目的

持続性の高い農業生産方式の導入を促進するための措置を講ずることにより、環境と調和のとれた農業生産の確保を図り、もって農業の健全な発展に寄与することを目的とする。

2 概要

(1) 持続性の高い農業生産方式の導入指針

- ・ 都道府県が、持続性の高い農業生産方式の導入指針を策定
- ・ 導入すべき持続性の高い農業生産方式を地域の特性に即して明確化

(2) 持続性の高い農業生産方式の導入計画

- ・ 農業者が、都道府県の作成した導入指針に基づき、
 - ① 土づくり技術（たい肥等の有機質資材の施用）
 - ② 化学肥料の使用低減技術（局所施肥、有機質肥料の施用等）
 - ③ 化学合成農薬の使用低減技術（機械除草、生物農薬の利用、マルチ栽培等）の3技術すべてに取り組むことを内容とする持続性の高い農業生産方式の導入計画を作成
- ・ 都道府県知事が導入計画を認定
(認定を受けた農業者：エコファーマー)

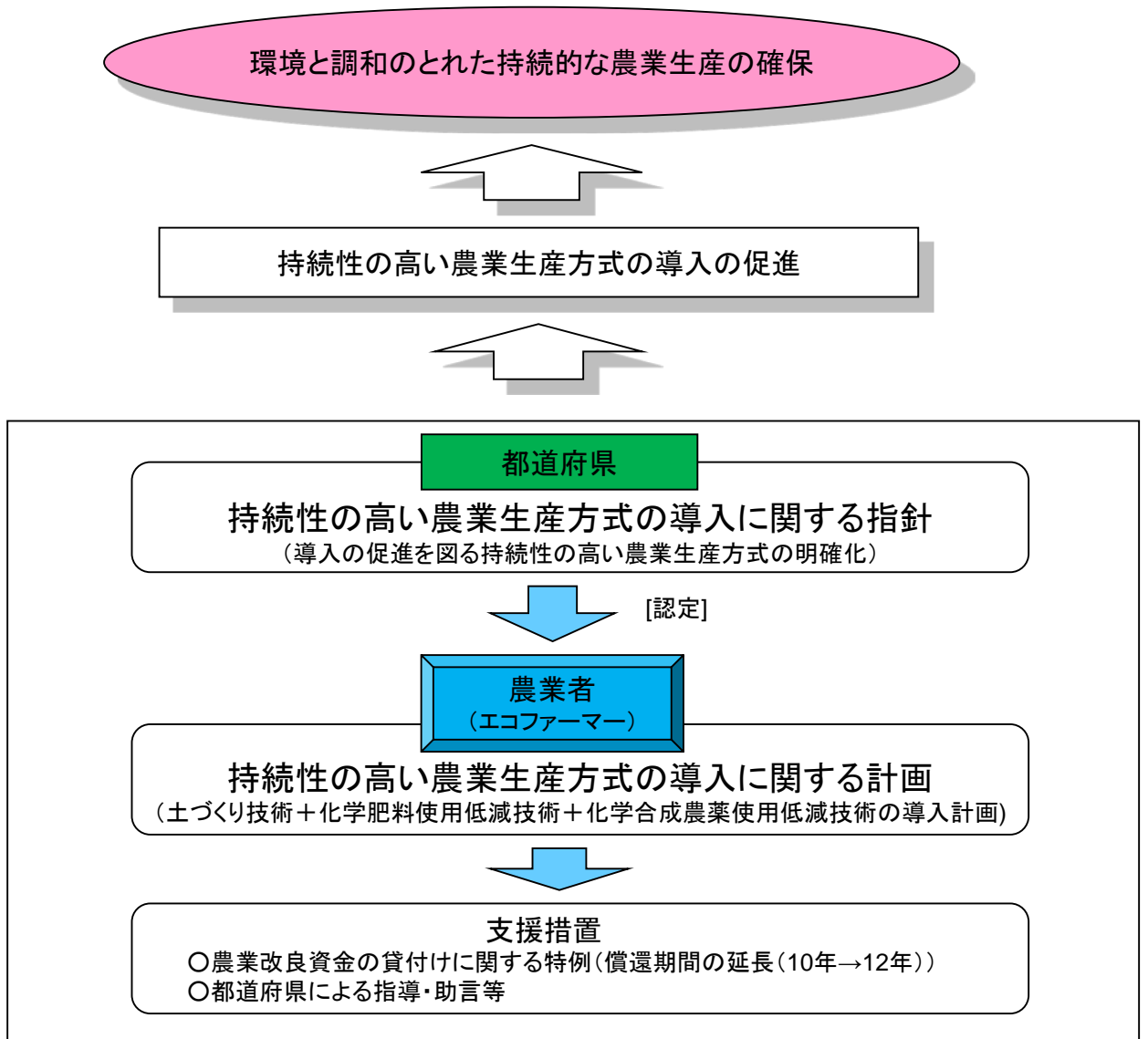
(3) 持続性の高い農業生産方式を導入する農業者に対する支援措置

- ・ 導入計画の認定を受けた農業者に対する農業改良資金(無利子資金)の貸付けに関する特例
(償還期間の延長(10年(うち据置期間3年)→12年(同3年))

3 認定状況

平成29年3月末現在のエコファーマー認定件数：129,389件

持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律概念図



○持続性の高い農業生産方式のイメージ(水稲の例)

